

栄養士法施行細則及び調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第63号

栄養士法施行細則及び調理師法施行細則の一部を改正する規則

(栄養士法施行細則の一部改正)

第1条 栄養士法施行細則(昭和33年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第2号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第3号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第4号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

(調理師法施行細則の一部改正)

第2条 調理師法施行細則(昭和34年長野県規則第29号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第3号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第4号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第5号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

附則

この規則は、令和2年12月25日から施行する。

健康増進課
食品・生活衛生課

事務処理規則及び家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第64号

事務処理規則及び家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

(事務処理規則の一部改正)

第1条 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の4の(32)のアの(イ)を同(ウ)とし、同(7)中「第34条第2項」を「第34条第4項」に改め、同(7)を同(イ)とし、同(イ)の前に次の事項を加える。

(7) 第34条第3項の規定による報告の受理

(家畜改良増殖法施行細則の一部改正)

第2条 家畜改良増殖法施行細則(昭和58年長野県規則第43号)の一部を次のように改正する。

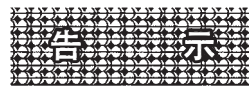
第2条中「第12条ただし書」を「第12条第1項ただし書」に改める。

第3条中「第32条の2第3項」を「第32条の9第3項」に改める。

附則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

園芸畜産課家畜防疫対策室



長野県告示第666号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県飯田創造館の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称
一般財団法人長野県文化振興事業団

(2) 主たる事務所の所在地
長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

文化政策課

長野県告示第667号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県立美術館の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称
一般財団法人長野県文化振興事業団

(2) 主たる事務所の所在地
長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

文化政策課信濃美術館整備室

長野県告示第668号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県松本あさひ学園の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社会福祉法人長野県社会福祉事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里七丁目1番7号

2 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

こども・家庭課

長野県告示第669号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
いけだ内科・脳神経内科クリニック	安曇野市豊科5462-4	令和2年12月1日
烏川脳神経科	安曇野市堀金烏川5030	令和2年12月1日
やぶはら小児科医院	上伊那郡箕輪町大字三日町969-3	令和2年12月1日
ウエルシア薬局箕輪店	上伊那郡箕輪町大字中箕輪3364番地2	令和2年12月1日
クスリのオオキ諏訪上川薬局	諏訪市上川二丁目2122番地1	令和2年12月1日
訪問看護ステーション真田	上田市真田町長7141番地1	令和2年12月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第670号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
粟佐ひとみ薬局 千曲市大字粟佐1240-1	モリキ千曲粟佐薬局 千曲市大字粟佐1217番地	令和2年11月1日
白樺薬局 北安曇郡池田町3337-1	白樺薬局 北安曇郡池田町池田3342-13	令和2年11月22日
立町中央薬局 須坂市大字須坂字立町263-6	立町中央薬局 須坂市大字須坂263番地6	令和2年9月29日

保健・疾病対策課

長野県告示第671号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県信濃学園の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社会福祉法人長野県社会福祉事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里七丁目1番7号

2 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

障がい者支援課

長野県告示第672号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
南佐久郡川上村大字大深山1292、1295、1296、1297の1、1297の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字大深山1292・1295・1297の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第673号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
南佐久郡北相木村字下方4779の2、4779の3、4780、4782の1、4783の2、4783の3、4784の7
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下方4780・4784の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、4779の2、4782の1
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第674号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡大鹿村大字大河原4259のイ・4265・4267の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、4264
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第675号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松本市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
松本市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第676号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
佐久市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第677号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡 上松町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第678号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県長野運動公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
長野市
 - (2) 主たる事務所の所在地
長野市大字鶴賀緑町1613番地
- 2 指定期間
令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

スポーツ課

長野県木曾建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年1月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年12月24日

長野県木曾建設事務所長 小林敏昭

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上松南木曾線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡上松町大字荻原127番の2地先から木曾郡大桑村大字殿88番の2地先まで	旧	9.7～83.5 m	2.2885 km
同 上	新	9.7～97.6	2.2885

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年1月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年12月24日

長野県木曾建設事務所長 小林 敏 昭

- 1 路 線 名 上松南木曾線
- 2 供用を開始する区間
木曾郡上松町大字荻原127番の2地先から
木曾郡大桑村大字殿88番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和2年12月24日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を廃止します。

その関係図面は、告示の日から令和3年1月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年12月24日

長野県北信建設事務所長 丸 山 進

- 1 路 線 名 292号
- 2 供用を廃止する区間
飯山市大字富倉字濁池3642番地先から
飯山市大字富倉字中谷1681番の3地先まで
- 3 供用を廃止する期日 令和2年12月24日

道路管理課

長野県教育委員会告示第7号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第35条第1項の規定により、学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設の設置者から当該施設を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和2年12月24日

長野県教育委員会

- 1 廃止する技能教育のための施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 K T C おおぞら高等学院 松本キャンパス
 - (2) 所在地 松本市中央2-1-24 五幸本町ビル3階
- 2 廃止年月日
令和3年3月31日

高校教育課

長野県教育委員会告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県営上田野球場の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和2年12月24日

長野県教育委員会

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
上田市
 - (2) 主たる事務所の所在地
上田市大手一丁目11番16号
- 2 指定期間
令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

スポーツ課